

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し  
全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し全ての  
子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を  
提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会  
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

横山 啓一

江川 あや

上野 和幸

高橋 紀博

品田 ときえ

高見 一典

金谷 美奈子

## 北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し 全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を策定し、公立高等学校配置計画を進めてきた。毎年度、中学校卒業生数減などを理由に高校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が2026年4月現在で55となった。当該指針（改定版）には、1学年4～8学級とした学校規模の基準明示が削除となったものの、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満、地域連携校等では10人未満の場合に再編整備の検討対象とするとした配置の基本的な考え方により、2028年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しである。

また、2026年度からは私立高校授業料が年間45万7,200円と上限額はあるものの実質無償化となった。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立高校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れが見られる一方で、大学附属校や私立進学校などで定員オーバーとなった。

地域の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地域の高校存続に向けた努力をしている。しかし、本来こうしたことは北海道教育委員会が行うべきであり、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、都市部への一極集中や地方の切捨てなど地域間格差が増大し、北海道全体の衰退につながることは明らかである。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情に鑑み、中学校卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見、要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要である。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。
- 2 全ての公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいの有無にかかわらず、希望する全ての子どもが地域の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会